

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、社会福祉の増進に資するため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が、福祉活動支援基金事業(以下「基金事業」という。)として、民間社会福祉施設及び恵まれない環境にある者等に対する援助措置等を行うために設置する基金(以下「基金」という。)の造成事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費は、補助事業者が基金の造成に要する経費とする。

2 補助率は、定額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、第2条に規定する補助目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業及び基金事業(以下「補助事業等」という。)の経理について、他の事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないこと。
- (2) 前号に係る証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業等が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業等の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約又は助成等の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 事業計画書(別記第1号様式の別紙1)に記載する「事業計画」又は「事業内

容」の変更

(補助事業の概算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとする場合は、別記第3号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者がこの要綱に違反又は不適切な運営をしたとき。

(2) 補助事業者が基金事業を廃止したとき。

(基金の管理)

第11条 補助事業者は、基金の運用によって生じた収入(次項において「基金運用収入」という。)を基金に繰り入れなければならない。

2 補助事業者は、基金(基金運用収入を含む。以下同じ。)の管理に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

(2) 金融機関への預金(普通預金又は定期預金)

(3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(元本保証のあるものに限る。)

(基金の使途)

第12条 補助事業者は、基金事業を実施する場合を除き、基金を取り崩してはならない。

2 前項の基金の取崩しによる収入は、次に掲げる経費に充てるものとし、他の経費に流用してはならない。

(1) 民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体等への助成に要する経費

(2) 民間社会福祉施設の整備資金の貸付事業等に要する経費

(3) 前2号に掲げる経費のうち広報経費、旅費、役務費、消耗品等の事務経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める経費

(基金事業の中止又は廃止等)

第13条 補助事業者は、基金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による基金事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、基金事業を中止し、又は廃止したときにおいて基金に残余が生じた

場合は、県に対しこれを返還しなければならない。

(基金事業の状況報告)

第14条 補助事業者は、基金事業の廃止を行うまで、毎年度基金事業の実施状況等を知事に報告するものとする。

2 前項の規定に基づく基金事業の実施状況等の報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、翌年度の6月15日までに提出するものとする。

(検査、報告等)

第15条 知事は、基金事業及び基金の管理の適正を期すために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業等の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業者又は補助事業等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(執行期限等)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条から第15条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名
生年月日

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙1）
- 3 2に掲げるもののほか、参考となる資料
- 4 県税の滞納がないことを証する証明書（県税の納税義務がない場合は申立書（別紙2））
又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

事業計画書

＜補助事業（基金造成）＞

事業計画

＜基金事業＞

事業内容

別紙 2

申 立 書

令和 年度高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金の交付申請にあたり、当団体は
県税の納税義務がないことを申し立てます。

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました補助事業について、その内容を変更したいので、高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容及び理由
- 2 事業変更計画書（別紙 1）
- 3 2に掲げるもののほか、参考となる資料

事業変更計画書

1 変更内容

2 変更を行う時期

第3号様式（第8条関係）

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で（変更）交付の決定を受けました補助事業について、高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第8条の規定により、概算払を請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名

銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普通 当座		

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けた補助事業について、事業が完了しましたので、高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、実績を報告します。

記

添付：基金造成を証する書面（写し）

第 5 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金基金事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました補助事業について、基金事業を中止（廃止）したいので、高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、基金事業中止（廃止）承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止（廃止）する年月日

第 6 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金に係る
基金事業実施状況等報告書

高知県福祉活動支援基金造成事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、
令和 年度基金事業の報告書を提出します。

記

- 1 令和 年度基金事業実施状況報告書（別紙 1）
- 2 令和 年度基金管理状況報告書（別紙 2）
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、参考となる資料

